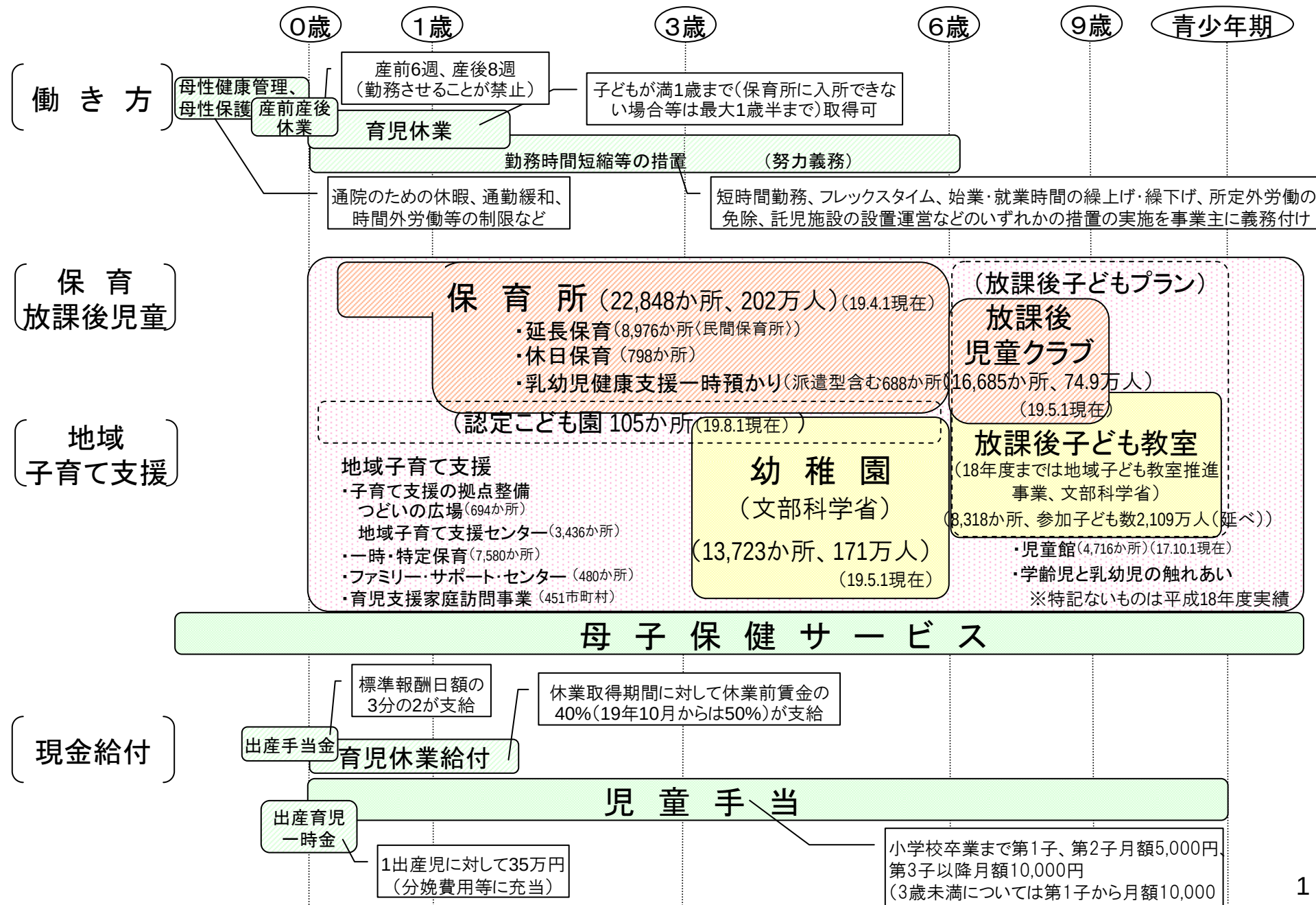


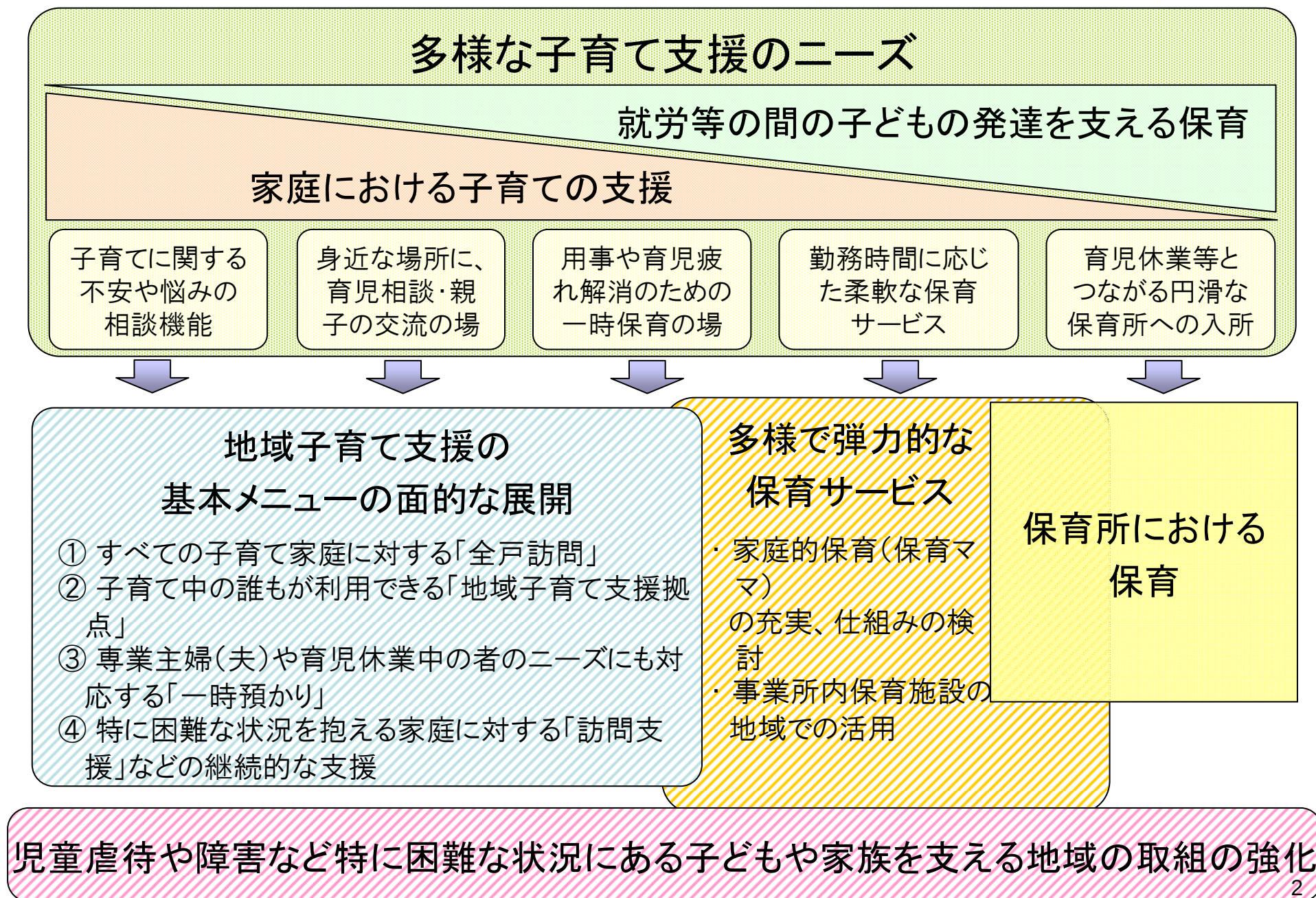
次世代育成支援に関する 先行して取り組むべき 制度的課題について

《 参考資料 》

次世代育成支援に関する制度の現状

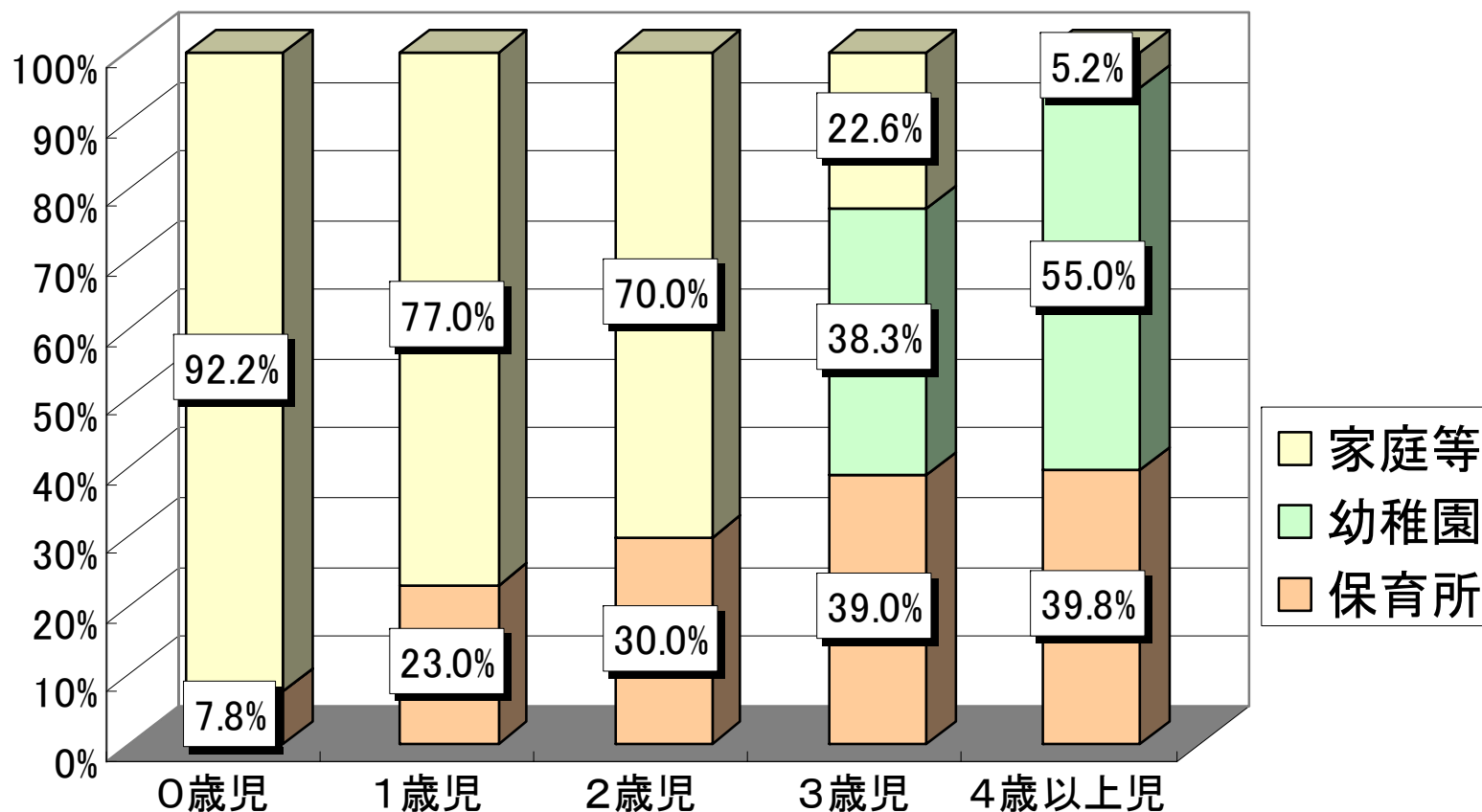


包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築



就学前児童が育つ場所（平成19年）

- 3歳以上児のかなりの部分（4歳以上児はほとんど）が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児（0～2歳児）で保育所に入所している割合は約2割



- ・ 就業継続の希望の増加に伴うサービス基盤の整備
- ・ 多様な働き方に対応した弾力的なサービス供給
- ・ ワークライフバランスを実現していく中で、男女を通じた家庭における子育てへの支援

- ・ 量的には幼保合わせればかなりの部分をカバー
- ・ 親の就労形態に柔軟に対応できるよう「認定こども園」制度も整備
- ・ 幼児教育機能の充実

子育て世代の女性の労働力率と 認可保育サービス利用割合(3歳未満児)

		日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率 (2005)					
	25～29歳	71.6%	78.4%	83.2%	73.5%
	30～34歳	61.6%	78.9%	84.6%	74.4%
	35～39歳	62.3%	81.4%	88.1%	78.7%
(うち有配偶)					
	25～29歳	48.4%	72.4%	78.8%	58.7%
	30～34歳	48.1%	74.6%	83.1%	64.8%
	35～39歳	54.5%	78.9%	88.6%	73.3%
3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合		20%(2006)	42%(2004)	44%(2004)	14%(2006)
		0歳児 7% 1歳児 22% 2歳児 29%	集団託児所 11% 家庭託児所 3% 認定保育ママ 29% ※このほか、2歳児の26%が幼稚園の早期入学を利用	0歳児 0% 1歳児 45% 2歳児 87% 就学前保育施設 40% 保育ママ 4%	旧西独 8% 旧東独 39% 保育所 12% 保育ママ 2%

(資料)〈労働力率〉総務省統計局：国勢調査(日本) Eurostat：The European Union Labour Force Survey(フランス、スウェーデン、ドイツ)

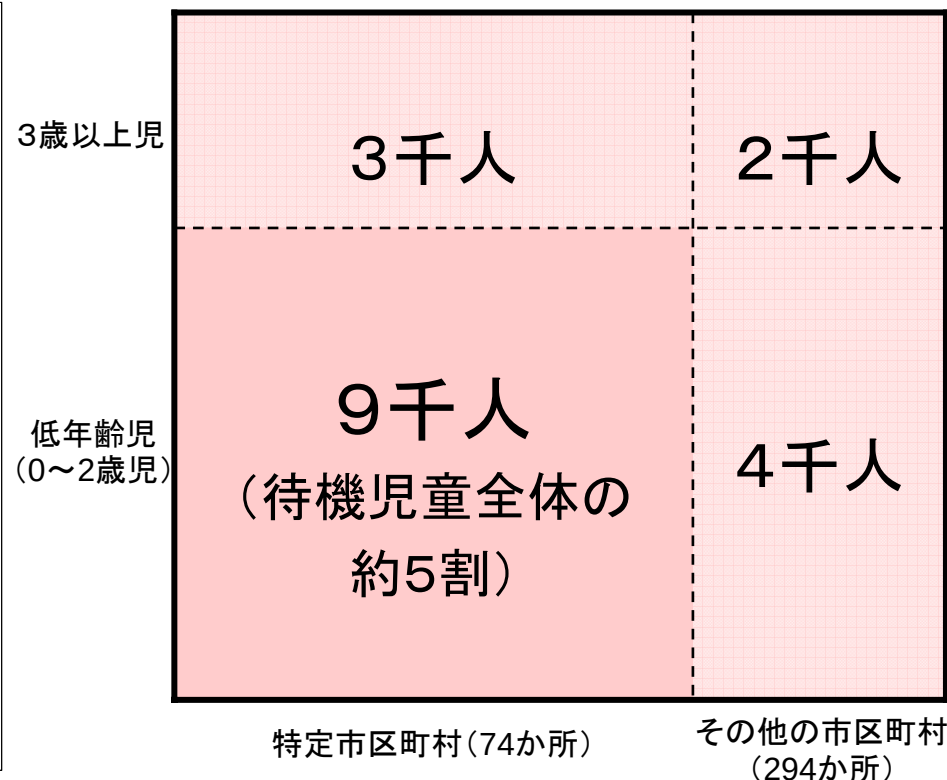
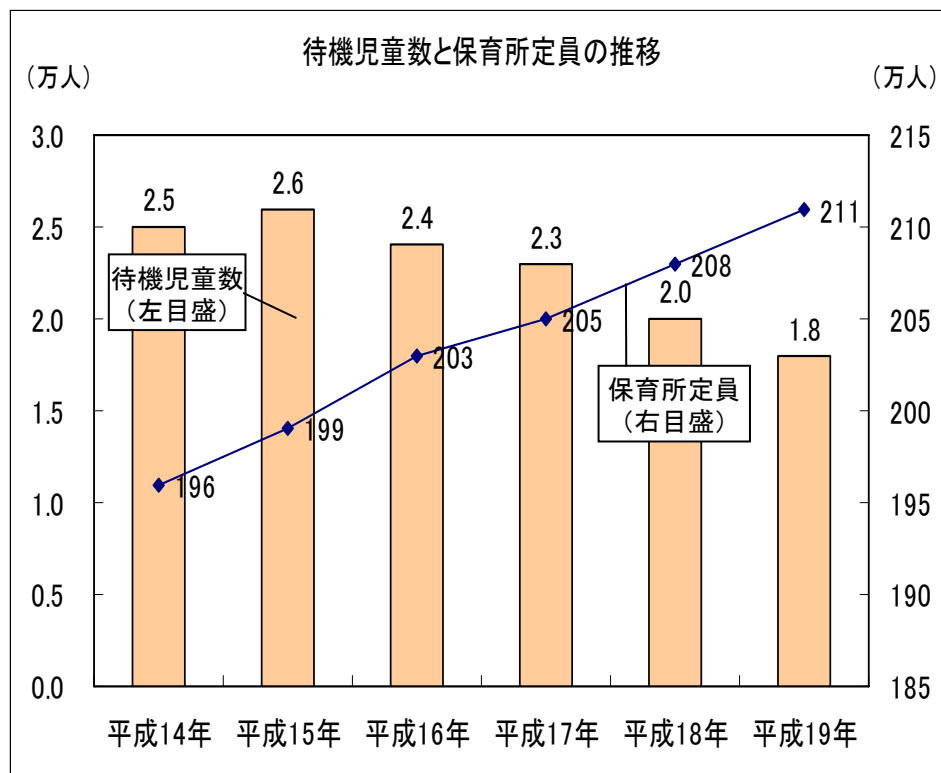
〈保育サービス利用割合〉厚生労働省：福祉行政報告例(日本) Drees：L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2004(フランス) Statistics Sweden：Statistical Yearbook of Sweden 2006(スウェーデン) Statistisches Bundesamt：Pressemitteilung vom 1. März 2007 "285 000 Kinder unter 3 Jahren in Tagesbetreuung"(ドイツ)

保育所待機児童の現状

- 平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 待機児童が多い地域の固定化
 - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約70%

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

【保育所入所待機児童 1万8千人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

家庭的保育事業について

【事業内容】

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度創設(保育需要の増に対応するための応急措置としての位置付け)

【家庭的保育者の要件】

- ・保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- ・現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと

【対象児童】

主に3歳未満児

【対象児童数】

3人以下(別途「補助者」を雇用する場合については5人以下)

【実施場所】

家庭的保育者自身の居宅等市町村が適当と認めた場所

「設備要件」

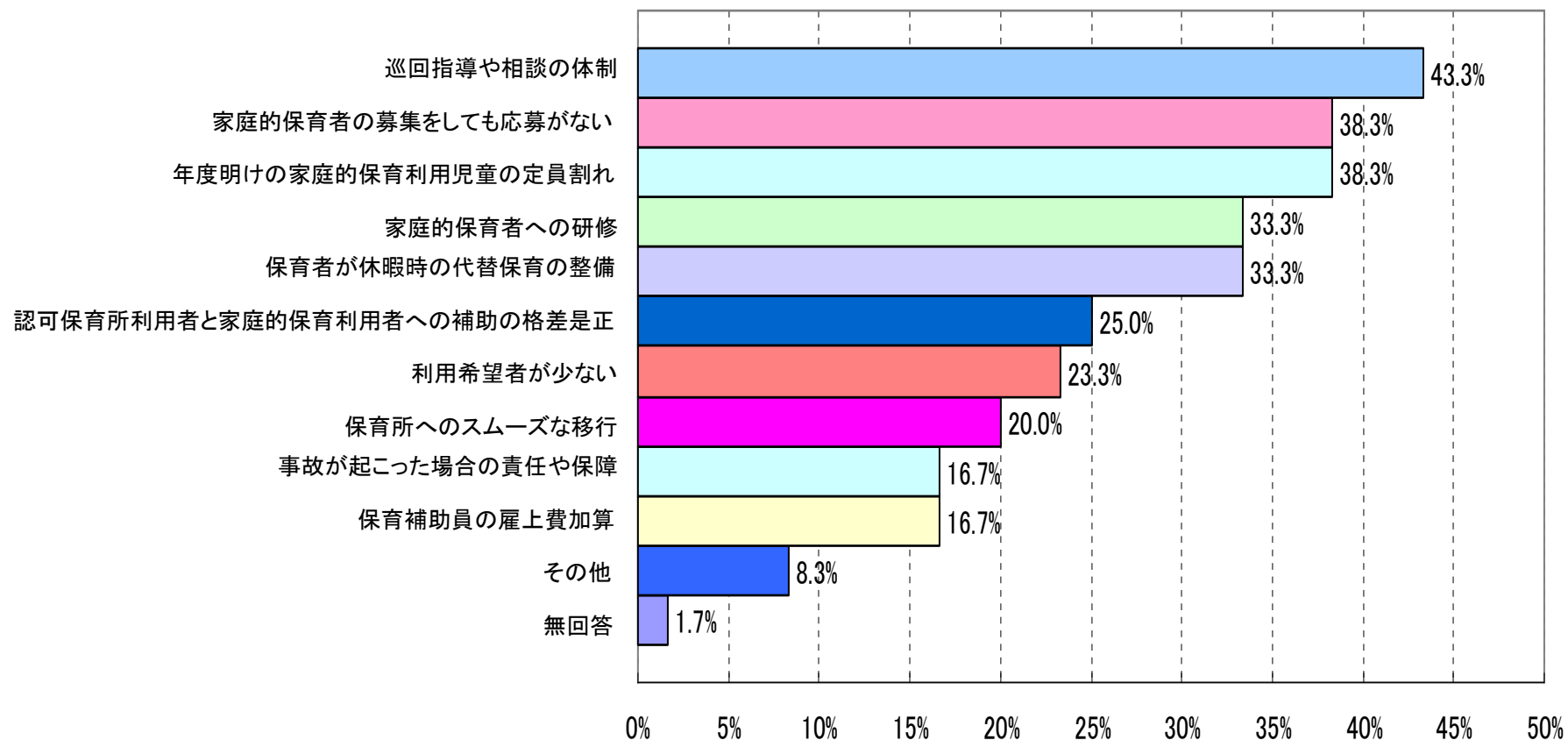
- ・保育を行う部屋: $9.9\text{m}^2 + (3\text{人を超えた利用児童数} \times 3.3\text{m}^2)$
- ・児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・衛生的な調理設備を有すること。

事業実施状況等の推移

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
児童数(人)	102	99	313	276	319
(保育ママ数(人))	(46)	(53)	(103)	(93)	(105)
【参考】地方単独事業の実施状況(※)					
児童数(人)	1,413	1,501	1,381	1,509	1,405
(保育ママ数(人))	(934)	(956)	(910)	(935)	(926)

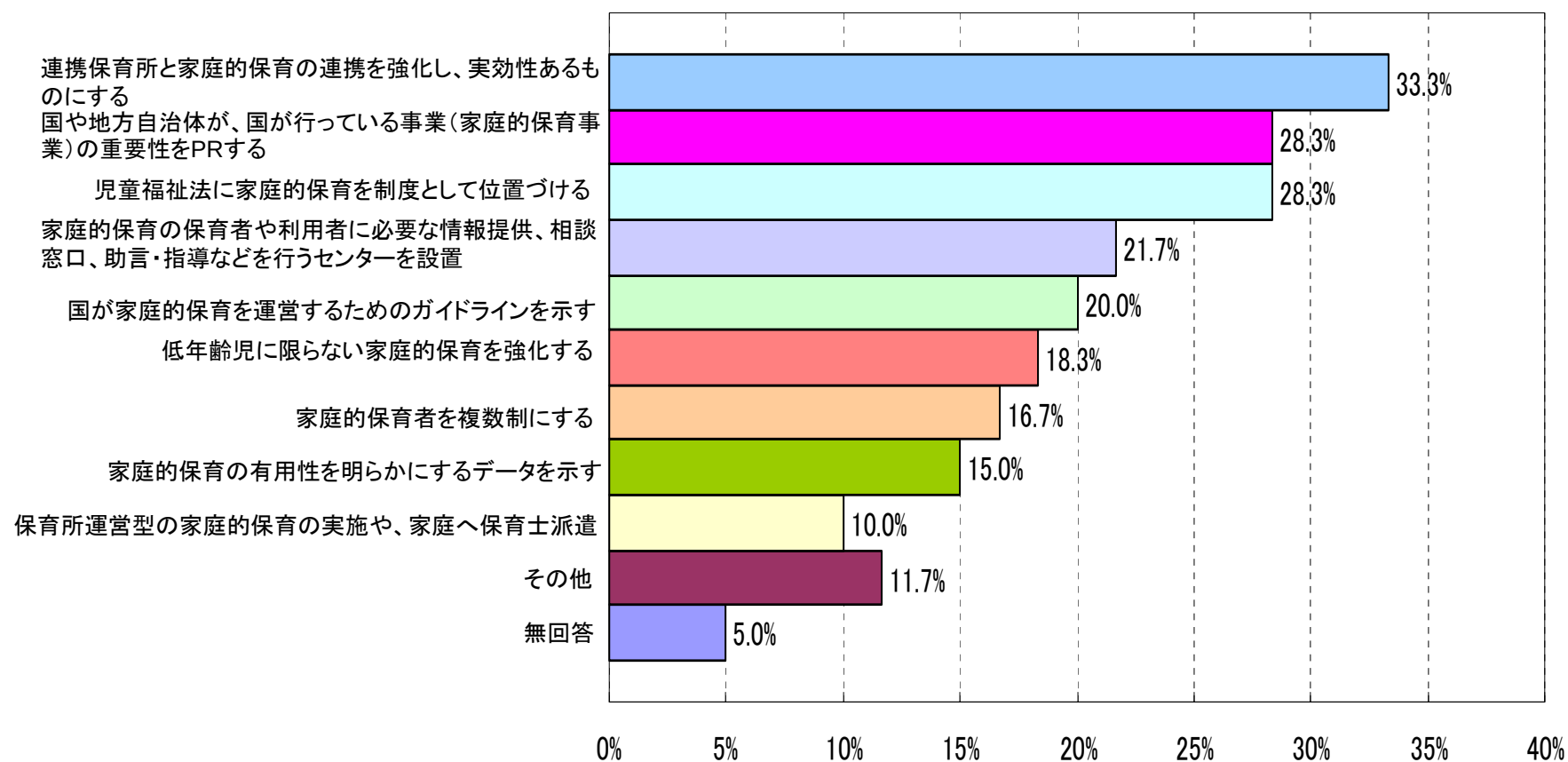
※ 「地方自治体実施分(国庫補助対象も含む)－各年度の国庫補助実績」により推計

家庭的保育実施の問題や課題(複数回答可)



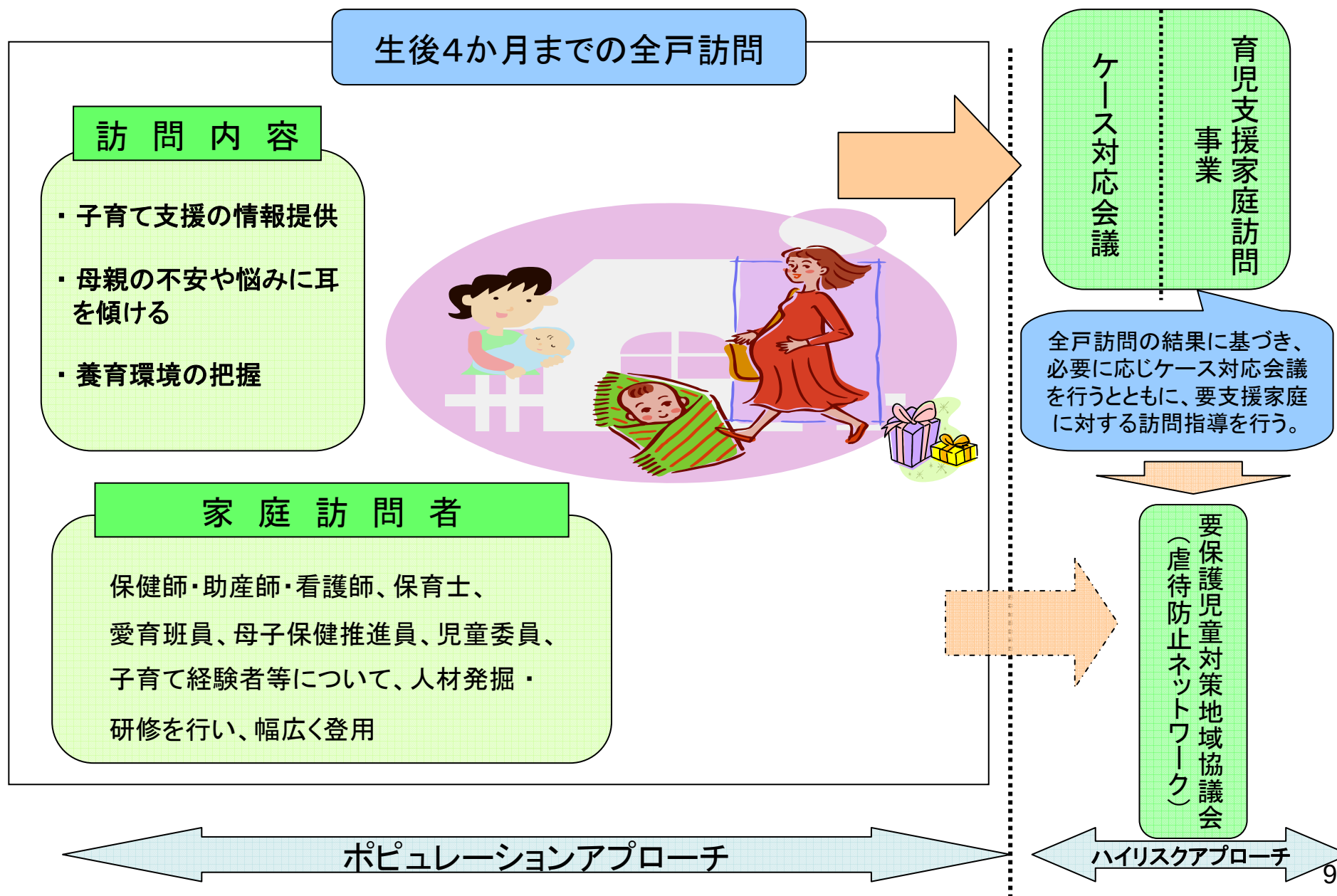
※ 子ども家庭総合研究所が平成19年1月～2月に人口10万人以上の都市及び東京都内の区市に対して行った調査の結果による。

家庭的保育を強化・充実するための条件(複数回答可)



※ 子ども家庭総合研究所が平成19年1月～2月に人口10万人以上の都市及び東京都内の区市に対して行った調査の結果による。

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】



地域子育て支援拠点事業(平成19年度より)

	ひろば型	センター型	児童館型 (「民間児童館活動事業」の中で実施)
機能	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。)社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施		
実施形態	①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・出張ひろばの実施(市町村直営の場合を除く。)(加算) (既にひろば事業を実施している主体が、翌年度の常設ひろば開設のステップとして、週1～2回出張ひろばを開設する場合に加算) ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施	①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施 ・地域支援活動の実施 ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応	①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ○ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日、1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

※地域子育て支援センター(小規模型)については、3年間の経過措置期間内(平成21年度末まで)に、ひろば型かセンター型へ移行

一時保育促進事業

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育など、需要に応じた保育サービスを提供することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業の内容

児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。

実施要件

- 対象児童の多さ等に応じて必要となる保育士を配置
- 原則、一時保育専用の部屋を確保
- 保育所以外の公共的施設で実施する場合は保育士2名以上配置
※実態としては保育所で実施されている

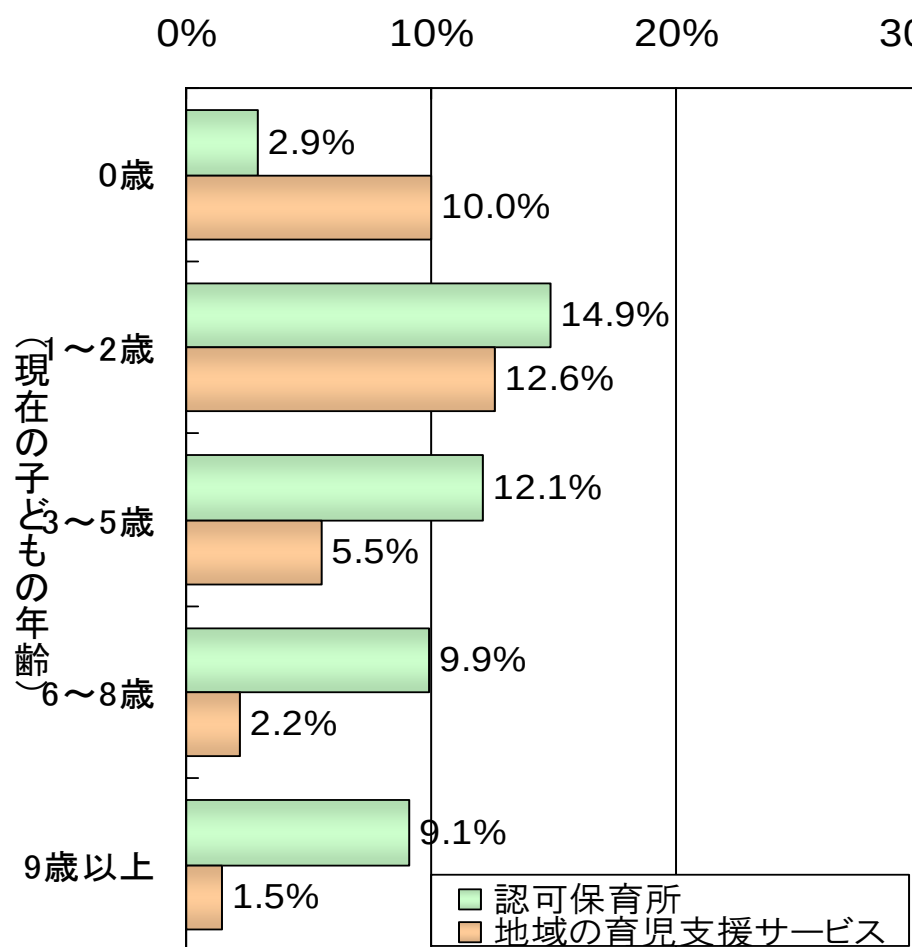


◆ 育児疲れの解消
◆ 緊急・一時的保育ニーズへの対応

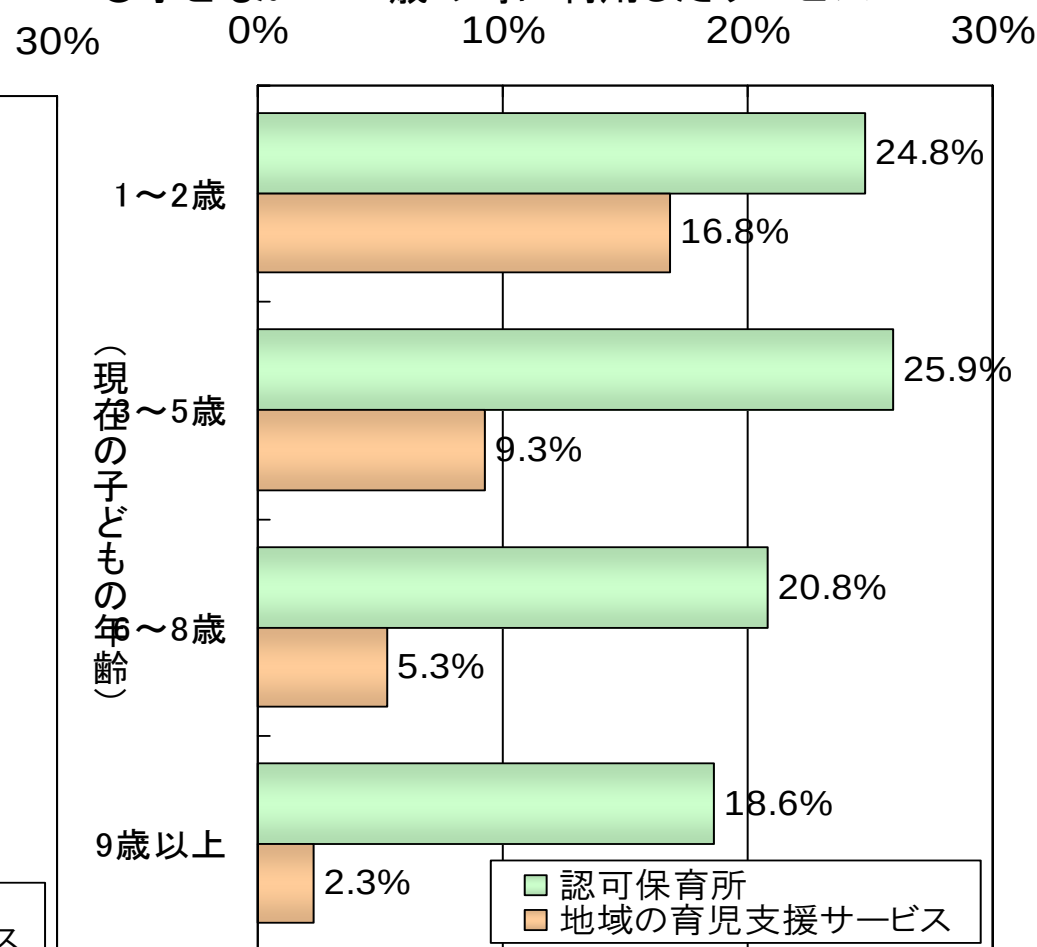
各種子育て支援サービスの利用状況

○ 各種子育て支援サービスの利用状況を見ると、年代によって多少のバラツキがあるが、全体的に利用したことのある人の割合が低い。

○子どもが0歳の時に利用したサービス



○子どもが1～2歳の時に利用したサービス



子育て支援関係事業の取組状況

事業名	16年度実績	17年度実績	18年度実績 (交付決定ベース)	プラン目標値
通常保育事業 (保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	208万人 (平成18年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	215万人
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	15,857か所 (平成18年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	17,500か所
地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター	2,936か所 154か所 2,782か所	3,629か所 480か所 3,149か所	4,130か所 694か所 3,436か所	6,000か所 1,600か所 4,400か所
ファミリーサポートセンター	344か所	437か所	480か所	710か所
一時保育・特定保育事業	5,534か所	6,219か所	7,580か所	9,500か所
ショートステイ事業	364か所	481か所	643か所	870か所
トワイライトステイ事業	134か所	270か所	524か所	560か所
病児・病後時保育事業	496か所	598か所	688か所	1,500か所
延長保育事業	12,954か所	13,083か所	15,261か所	16,200か所
休日保育事業	607か所	681か所	798か所	2,200か所
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	66か所 (平成18年4月1日現在)	69か所 (平成18年11月1日現在)	140か所

(注1)「16年度実績」は、平成16年度終了後における各事業の実績値。(子ども・子育て応援プラン策定時は、まだ平成16年度の事業が実施途上であったことから、プランには実施見込み数で表記していたため、上記の数値とは異なっている。)

(注2)平成18年度実績(交付決定ベース)における延長保育事業については、公立分6,285か所、民間分8,976か所となっている。

子育て支援関係事業の地域の取組状況

○ 各種子育て支援サービスの実施状況を見ると、自治体間の差が大きい。

平成17年度子育て支援関係事業実績（都道府県別）

	①地域の子育て支援拠点 (つどいの広場事業、地域 子育て支援センター事業)	②一時・特定保育事業	50～75% ③ファミリー・サポー ト・センター事業	75%以上 ④育児支援家庭訪問事業
北海道	28.4%	26.8%	5.6%	5.6%
青森県	54.3%	68.2%	7.5%	7.5%
岩手県	33.3%	48.0%	20.0%	11.4%
宮城県	27.4%	22.4%	19.4%	25.0%
秋田県	39.1%	56.4%	12.0%	8.0%
山形県	38.1%	53.2%	25.7%	31.4%
福島県	21.7%	30.8%	9.8%	9.8%
茨城県	53.4%	51.3%	22.7%	34.1%
栃木県	33.1%	79.3%	21.2%	12.1%
群馬県	48.3%	66.1%	17.9%	12.8%
埼玉県	41.5%	58.3%	47.9%	26.8%
千葉県	29.8%	43.9%	25.0%	21.4%
東京都	8.9%	57.1%	72.6%	33.9%
神奈川県	34.1%	83.0%	51.4%	37.1%
新潟県	52.5%	80.8%	28.6%	14.3%
富山県	41.7%	110.7%	53.3%	26.7%
石川県	67.6%	165.7%	10.5%	52.6%
福井県	49.4%	113.0%	0.0%	35.3%
山梨県	40.2%	51.5%	13.8%	51.7%
長野県	42.5%	67.4%	9.9%	14.8%
岐阜県	47.9%	56.8%	23.8%	26.2%
静岡県	77.8%	102.6%	33.3%	19.0%
愛知県	27.7%	33.1%	48.4%	40.6%
三重県	47.1%	28.5%	34.5%	27.6%
滋賀県	45.0%	64.0%	26.9%	23.1%
京都府	37.0%	45.3%	28.6%	42.9%
大阪府	42.9%	80.3%	69.8%	41.9%
兵庫県	21.0%	67.4%	36.6%	22.0%
奈良県	32.7%	42.1%	10.3%	20.5%
和歌山県	22.8%	16.9%	10.0%	6.7%
鳥取県	71.7%	55.0%	36.8%	10.5%
島根県	34.3%	166.7%	47.6%	33.3%
岡山県	45.7%	82.3%	31.0%	24.1%
広島県	32.7%	70.1%	39.1%	34.8%
山口県	50.0%	95.3%	45.5%	22.7%
徳島県	34.8%	78.3%	16.7%	12.5%
香川県	68.8%	73.8%	0.0%	29.4%
愛媛県	31.0%	55.2%	20.0%	10.0%
高知県	23.5%	13.6%	2.9%	8.6%
福岡県	26.1%	60.0%	17.4%	23.2%
佐賀県	29.8%	96.8%	8.7%	13.0%
長崎県	40.5%	91.3%	8.7%	47.8%
熊本県	57.1%	84.2%	20.8%	12.5%
大分県	31.0%	50.3%	27.8%	27.8%
宮崎県	26.6%	74.1%	6.5%	12.9%
鹿児島県	20.4%	35.1%	4.1%	14.3%
沖縄県	32.1%	85.9%	9.8%	29.3%
合計	35.9%	61.5%	23.7%	21.7%

※①②については実施か所数÷公立中学校数（H18.5.1時点）、③④については実施市町村数÷都道府県内市町村数（H18.3.31時点）により算出。

平成17年度子育て支援関係事業実績（東京都）

	①地域の子育て支援拠点 (つどいの広場事業、地域 子育て支援センター事業)	②一時・特定保育事業	50～75% ③ファミリー・サポー ト・センター事業	75%以上 ④育児支援家庭訪問事業
千代田区	0.0%	400.0%	○	×
中央区	0.0%	0.0%	○	×
港区	10.0%	20.0%	○	○
新宿区	27.3%	163.6%	○	○
文京区	0.0%	18.2%	×	○
台東区	0.0%	25.0%	○	×
墨田区	7.7%	7.7%	○	×
江東区	4.5%	36.4%	○	×
品川区	5.6%	250.0%	○	○
目黒区	20.0%	0.0%	○	○
大田区	3.6%	0.0%	○	×
世田谷区	6.5%	12.9%	×	○
渋谷区	75.0%	25.0%	○	○
中野区	0.0%	14.3%	○	○
杉並区	0.0%	43.5%	○	○
豊島区	0.0%	75.0%	○	○
北区	0.0%	88.9%	○	○
荒川区	0.0%	10.0%	○	×
板橋区	13.0%	13.0%	○	○
練馬区	8.8%	5.9%	○	×
足立区	0.0%	5.4%	○	○
葛飾区	4.2%	62.5%	○	×
江戸川区	21.2%	0.0%	○	×
八王子市	7.9%	34.2%	○	○
立川市	0.0%	0.0%	○	○
武蔵野市	0.0%	100.0%	×	○
三鷹市	14.3%	128.6%	○	○
青梅市	9.1%	72.7%	×	×
府中市	0.0%	145.5%	○	×
昭島市	33.3%	266.7%	○	×
調布市	0.0%	75.0%	○	×
町田市	40.0%	250.0%	○	×
小金井市	0.0%	120.0%	○	×
小平市	25.0%	0.0%	○	×
日野市	25.0%	75.0%	○	○
東村山市	0.0%	142.9%	○	×
国分寺市	0.0%	40.0%	○	×
国立市	0.0%	66.7%	○	×
福生市	0.0%	333.3%	×	×
狛江市	0.0%	0.0%	○	×
東大和市	0.0%	40.0%	×	×
清瀬市	20.0%	160.0%	○	○
東久留米市	14.3%	85.7%	○	×
武蔵村山市	20.0%	40.0%	○	×
多摩市	0.0%	100.0%	○	○
稲城市	0.0%	100.0%	○	×
羽村市	66.7%	133.3%	○	×
あきる野市	16.7%	50.0%	○	×
西東京市	0.0%	66.7%	○	×
瑞穂町	0.0%	100.0%	○	×
日の出町	0.0%	150.0%	×	×
檜原町	0.0%	0.0%	×	×
奥多摩町	0.0%	0.0%	×	×
大島町	0.0%	133.3%	×	×
利島村	0.0%	0.0%	×	×
新島村	0.0%	0.0%	×	×
神津島村	0.0%	0.0%	×	×
三宅村	0.0%	0.0%	×	×
御蔵島村	0.0%	0.0%	×	×
八丈町	0.0%	0.0%	×	×
青ヶ島村	0.0%	0.0%	×	×
小笠原村	0.0%	0.0%	×	×
合計	8.9%	57.1%	44	21

※①②については実施か所数÷公立中学校数（H18.5.1時点）、③④については○は実施、×は未実施。
※①地域の子育て支援拠点については、東京都単独事業により実施されている「子ども家庭支援センター」は含まない。

次世代育成支援対策推進法の概要

次世代育成支援対策推進法(平成17年4月から10年間の時限立法)

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画
→地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

事業主行動計画の策定

- ①一般事業主行動計画(企業等)
→大企業(301人以上):義務
中小企業(300人以下):努力義務
一定の基準を満たした企業を認定
- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)
→策定・公表

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

・都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

・事業主団体等による情報提供、相談等の実施

次世代法に基づく行動計画策定の現状

行動計画策定指針に基づき、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定

都道府県・市町村

- 地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画(5か年)の策定
- 子育て支援に関連する14の事業をはじめとして、できるだけ具体的な目標を掲げることを推奨

行動計画の策定状況(18年10月現在)
都道府県 : 全都道府県で策定済み
市町村 : 全市町村で策定済み

特定事業主(国、都道府県、市区町村)

- 職員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画(概ね5か年)の策定
- 目標達成の努力義務

行動計画の策定状況(18年10月現在)
国の機関: 全機関で策定済み 都道府県: 全都道府県で策定済み
市区町村: 約89%の市区町村において策定済み

一般事業主(企業)

- 仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする行動計画(概ね2~5か年)の策定
- 行動計画を策定、実行し、一定の要件を満たした企業については、厚生労働大臣が認定

行動計画の策定状況(19年9月末現在)
大企業 : 97.6%(12,961社)が策定届出
(従業員301人以上 — 策定が義務付け)
中小企業 : 7,811社が策定届出
(従業員300人以下 — 策定が努力義務)

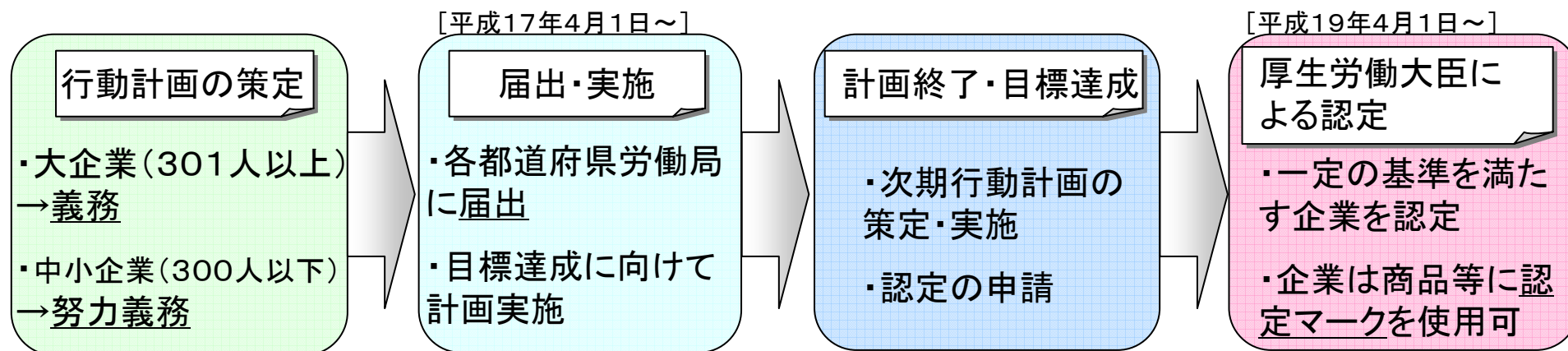
認定状況(19年9月末現在)
認定企業: 366社(301人以上340社、
300人以下26社)

地方公共団体の行動計画の推進

- 市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定、公表。（平成18年10月1日現在で、すべての市町村が行動計画を策定）
- 策定された行動計画を集計すると、以下のような子育て支援事業の拡充が盛り込まれている。

	平成17年4月	平成21年4月	子ども・子育て応援プランの目標値
通常保育事業（保育所定員数）	205万人	221万人	215万人
放課後児童クラブ事業（クラブ数）	15,184か所	17,509か所	17,500か所
子育て拠点の設置 ・地域子育て支援センター（施設数） ・つどいの広場（か所数） ファミリー・サポート・センター（か所数）	2,936か所 2,782か所 154か所 344か所	6,432か所 4,570か所 1,862か所 819か所	6,000か所 4,400か所 1,600か所 710か所
一時・特定保育事業（保育所数） ショートステイ事業（施設数） トワイライトステイ事業（施設数） 病後児保育事業（施設数）	5,534か所 364か所 134か所 496か所（派遣型含む）	10,182か所 838か所 585か所 1,422か所（派遣型含む）	9,500か所 870か所 560か所 1,500か所
延長保育事業（保育所数） 休日保育事業（保育所数） 夜間保育事業（保育所数）	12,954か所 607か所 64か所（17年4月）	16,630か所 1,978か所 157か所	16,200か所 2,200か所 140か所

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



行動計画例

1 計画期間 平成○年○月○日～平成○年○月○日まで

2 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする

男性:年に○人以上取得

女性:取得率○%以上

対策 平成○年○月 管理職を対象とした研修の実施
平成○年○月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に○回実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成○年○月 部署ごとに検討グループを設置
平成○年○月 社内報などでキャンペーンを行う

目標○ …

対策 …

○届出状況(平成19年9月末時点)

301人以上企業の97.6%

300人以下企業 7,811社

規模計届出企業数 20,772社

(300人以下届出企業数19年6月末 6,484社)

○認定状況(平成19年9月末時点)

認定企業 366社

審査中の企業 16社



次世代認定マーク「くるみん」

認定基準

・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。

・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。

・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。

・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。 など

公表サイト(両立支援のひろば)に掲載された行動計画の例

URL : <http://www.ryouritsushien.jp/index.php>

両立支援のひろば

現在の登録企業
288社
(2007年12月18日現在)

MAIN MENU

HOME

取組事例の閲覧・検索

取組事例の新規登録

両立指標で企業診断

FF企業表彰関連情報

ご利用にあたって

お問い合わせ

サイトマップ

企業データ詳細

企業名	株式会社 長岡塗装店
業種	建設業
企業規模	従業員数 20名(うち女性5名)
所在地	島根県松江市西嫁島1-2-14
電話	0852-26-1641
FAX	0852-26-1643
事業概要	塗装工事業・防水工事業・とび土工・建築一式
一般事業主 行動計画	一般事業主行動計画.pdf
我が社の両 立自慢	子供の看護のために子供1人につき年間5日の有給休暇付与(高校卒業まで) 保育所の費用の3分の1を助成 始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ 1時間までの育児短時間勤務制度 子育て中・妊娠中の従業員の休憩室新設とマッサーチェア・空気清浄機の購入 1週間の所定労働時間を1時間短縮 育児休業取得者の代替要員を確保 2004年 H15年度働く人と家庭にやさしい事業所表彰(島根県商工労働部政策課) 2005年 子育て応援団賞受賞 子育てしやすい雇用環境部門(島根県青少年家庭課少子化対策推進室)
URL	http://www.nagaoka-toso.co.jp/

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1 計画期間内に小学校から高校に就学している子どもの看護のための有給休暇を延べ5日取得できる制度の導入

<対策>

- ・平成17年9月 制度の実施にむけて役員研修を行う
- ・平成18年1月～ 制度の理解促進のため、部署ミーティングにて説明を行う
- ・平成18年4月～ 制度の導入並びに社内報を作成し社員に周知する

目標2 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- ・平成17年9月 年次有給休暇取得の現状を把握する
- ・平成17年10月～ 計画的な取得にむけて役員研修を計画期間に3回行う
- ・平成18年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画研修を策定する
- ・平成18年10月～ 社内報などで社員に周知する

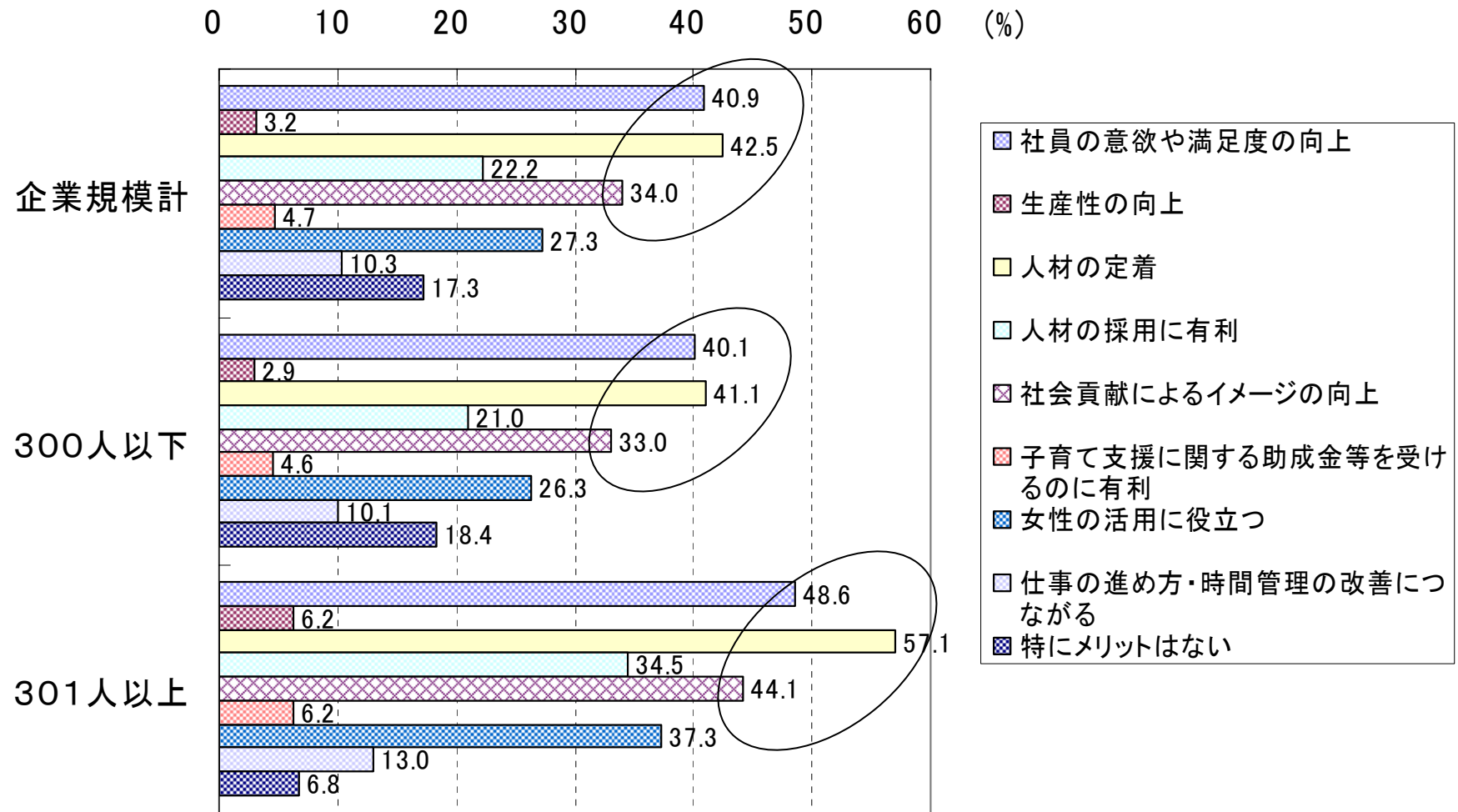
目標3 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることが出来る「子ども参観日」の実施

<対策>

- ・平成17年10月 社内で受入方法や体制について検討する
- ・平成18年3月 社内報などで制度を社員に周知する
- ・平成18年4月～ 参観日を年1回設定し、開催する

行動計画策定のメリット

「人材の定着」(42.5%)、「社員の意欲や満足度の向上」(40.9%)、「社会貢献企業としてのイメージの向上」(34.0%)にメリットがあるとしている。



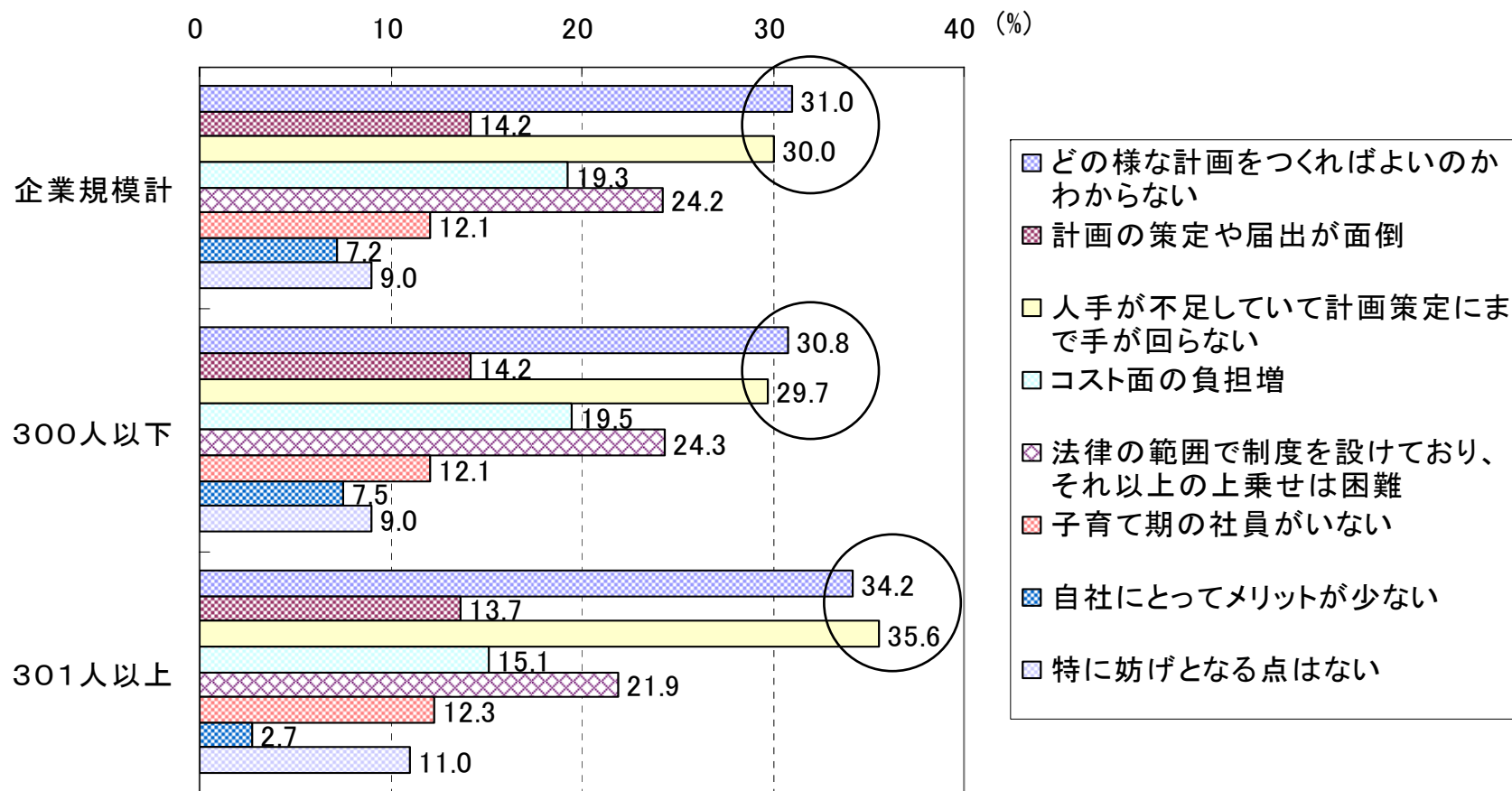
資料出所:「一般事業主行動計画策定支援事業報告書(平成18年)」

(厚生労働省委託事業 全国中小企業団体中央会)より厚生労働省において作成 20

計画策定の妨げとなる点

計画策定の妨げとなる点として、「どのような計画をつくればよいのか分からない」(31%)、「人手が不足していて計画策定にまで手が回らない」(30%)が多い。

計画の策定に、どのようなことが妨げとなるか



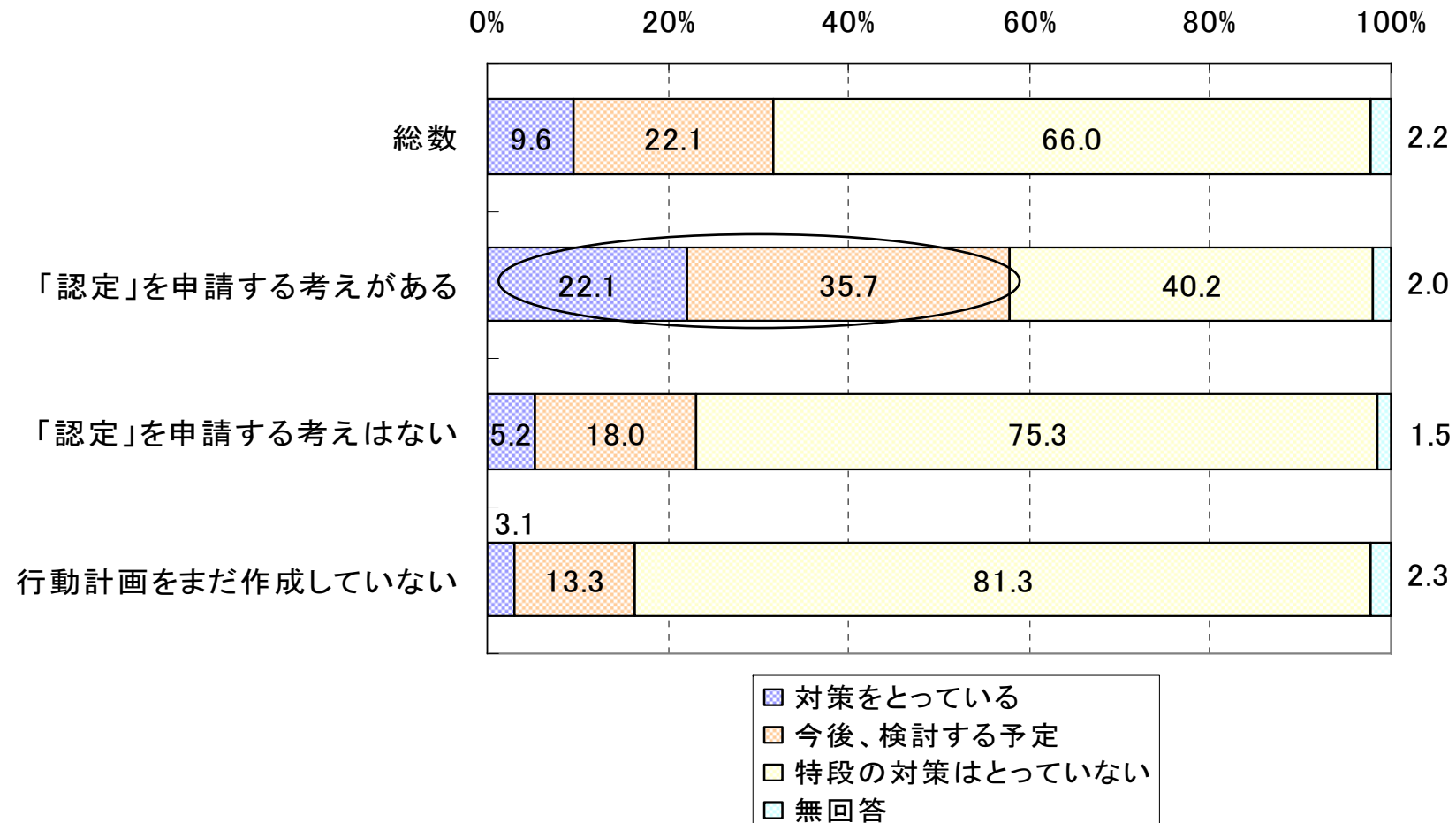
資料出所:「一般事業主行動計画策定支援事業報告書(平成18年)」

(厚生労働省委託事業 全国中小企業団体中央会)より厚生労働省において作成

認定取得に向けた取組の効果

「認定申請をする考えがある」企業のうち22.1%が何らかの男性の育児休業取得促進策を実施しており、今後、検討する予定を含めると、5割を超える。

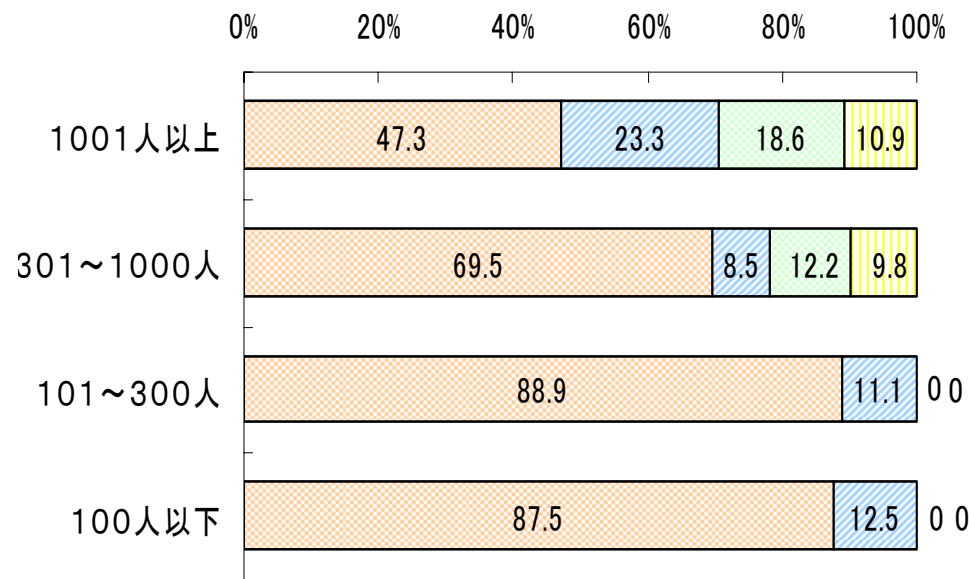
男性の育休取得促進策の実施状況（次世代法の「認定」希望の有無別）



資料出所：「仕事と家庭の両立支援にかかわる調査(平成19年)」
((独)労働政策研究・研修機構)

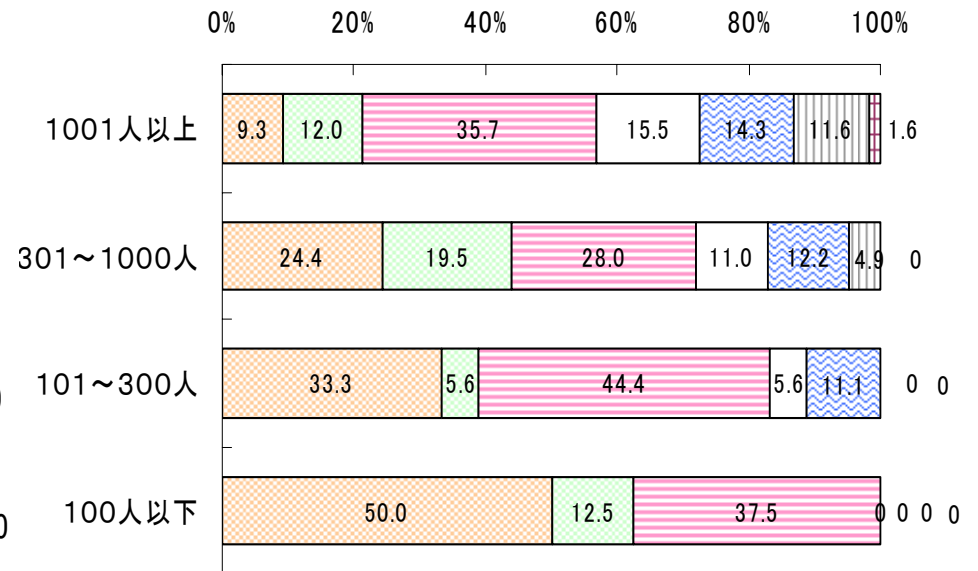
認定企業における男性の育児休業取得の状況

認定企業における男性の育児休業取得者数



1人
 2人
 3人~5人
 6人以上

認定企業における男性の育児休業取得期間

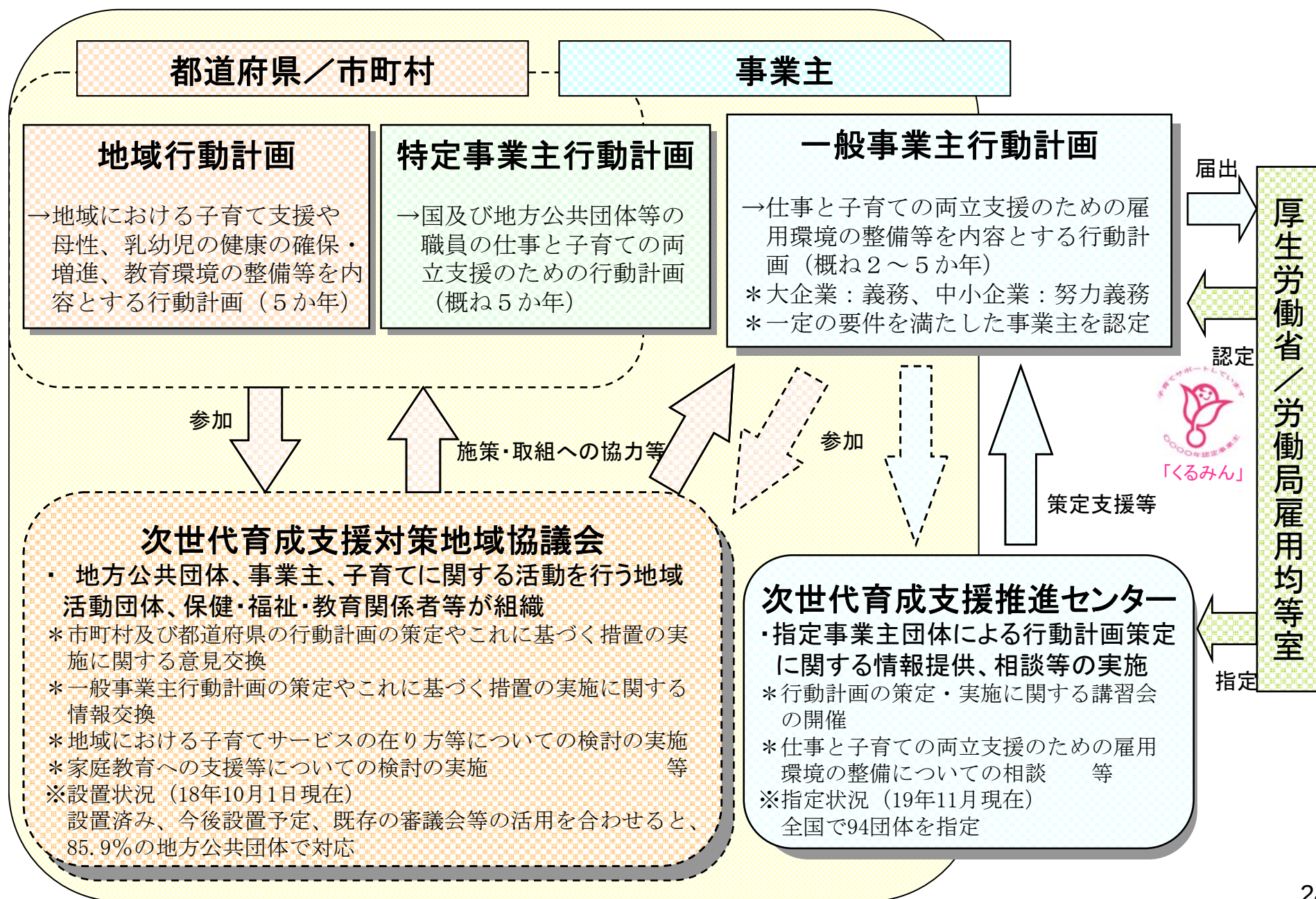


1日~2日
 3日~5日
 6日以上~1ヶ月未満
 1ヶ月以上~2ヶ月未満
 2ヶ月以上~6ヶ月未満
 6ヶ月以上~1年未満
 1年以上

※1社につき2人以上の男性の育児休業取得者がいる場合には、最も長い育児休業取得者1人の期間

(平成19年9月末現在・厚生労働省調べ)

次世代育成支援対策に関する地域における取組体制



次世代育成支援対策推進法関係の主な決定

◎次世代育成支援対策推進法(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

附則

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎新しい少子化対策について(平成18年6月 少子化社会対策会議決定)

2 新たな少子化対策の推進

(1)子育て支援策

Ⅱ 未就学期(小学校入学前まで)

⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討

【資料】

2 新たな少子化対策の推進

(1)子育て支援策

Ⅱ 未就学期(小学校入学前まで)

⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の公表と従業員300人以下の企業の行動計画策定を促進する。また、取組を強化するため次世代法の改正を検討する。